

北庄内合併協議会 第2回 第1小委員会

日 時：平成17年6月29日(水)

午後1時30分から2時30分

場 所：八幡町中央公民館 第1研修室西

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 報 告

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

- ・協定項目8 地方税の取扱いについて
- ・協定項目11 特別職の職員の身分の取扱いについて
- ・協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて
- ・協定項目19 慣行の取扱いについて
- ・協定項目24-(2) 防災関係事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

(2) その他

4 閉 会

資料は、第4回北庄内合併協議会資料 別添1及び別添2を参照してください。

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

新市におけるバス運行事業運営の基本方針(案)

新市におけるバス運行のあり方については、路線・運行形態・利用者負担のあり方、関係機関との調整など、早急に方向性を導き出すことができない大きな課題がある。
また、地域住民とともに運行するバスを目指し、合併後に、有識者や地域住民代表で組織する(仮)酒田市バス運行検討協議会を立ち上げ、運行路線の設定等について十分な議論を尽くす必要がある。
については、バス運行事業の運営に際し基本となる事項を以下のとおり確認し、この基本方針に基づき、合併後速やかに抜本的なバス路線の再編成等の検討に着手する。

市営路線バス運行の目的

主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応する交通手段の確保と公共交通の空白地域の解消を目的とし、民間バス路線・JR 路線を補完する役割を担う。

民間バス事業者、JR との役割分担

現在民間バス事業者が運行している路線については、これまで同様民間バス事業者にその運行を委ねる。

一方、市営路線バス事業においては、通勤や通学に対応した民間バス・JR との連絡乗り継ぎ機能の充実を図り、併せて、高齢者等が通院や買物に利用することができるよう、民間バス路線と重複せず時間を要しても低廉な料金で移動できる路線運行を検討し、民間バス路線等を補完する。

路線の見直しと適正な利用者負担

バス運行の路線については、住民の生活行動の要求に応え、乗車率向上が見込まれる路線の設定に配慮しながら、効率的な運行を目指し随時見直しを図る。

また、利用料金についても、適正な利用者負担の原則のもと、新市住民の公平性を確保しながら、路線の見直しと併せ料金体系の検討を行う。

地域住民とともに運行するバス・効率的運行の推進

地域住民の利用によりバス運行を支えるという地域と行政の協同運行の気運醸成に努め、地域住民のニーズに合わせた路線を検討するにあたっては、地域住民の積極的な協力(利用) 路線維持に対する一定の負担への理解が不可欠である。

地域住民とともに利用促進に努めた結果、既存路線のうち著しく利用の少ない路線については、高齢者等の交通手段の確保に考慮したうえで、効率的な運行ができる事業(代替事業)の検討及び見直しを行う。

運行形態のあり方

運行形態のあり方については、経費(財政負担)の試算、リスク分担(事故処理等)の検討、民間バス事業者との意見交換、関係機関との調整等を経て、合併後に慎重な検討を行う。

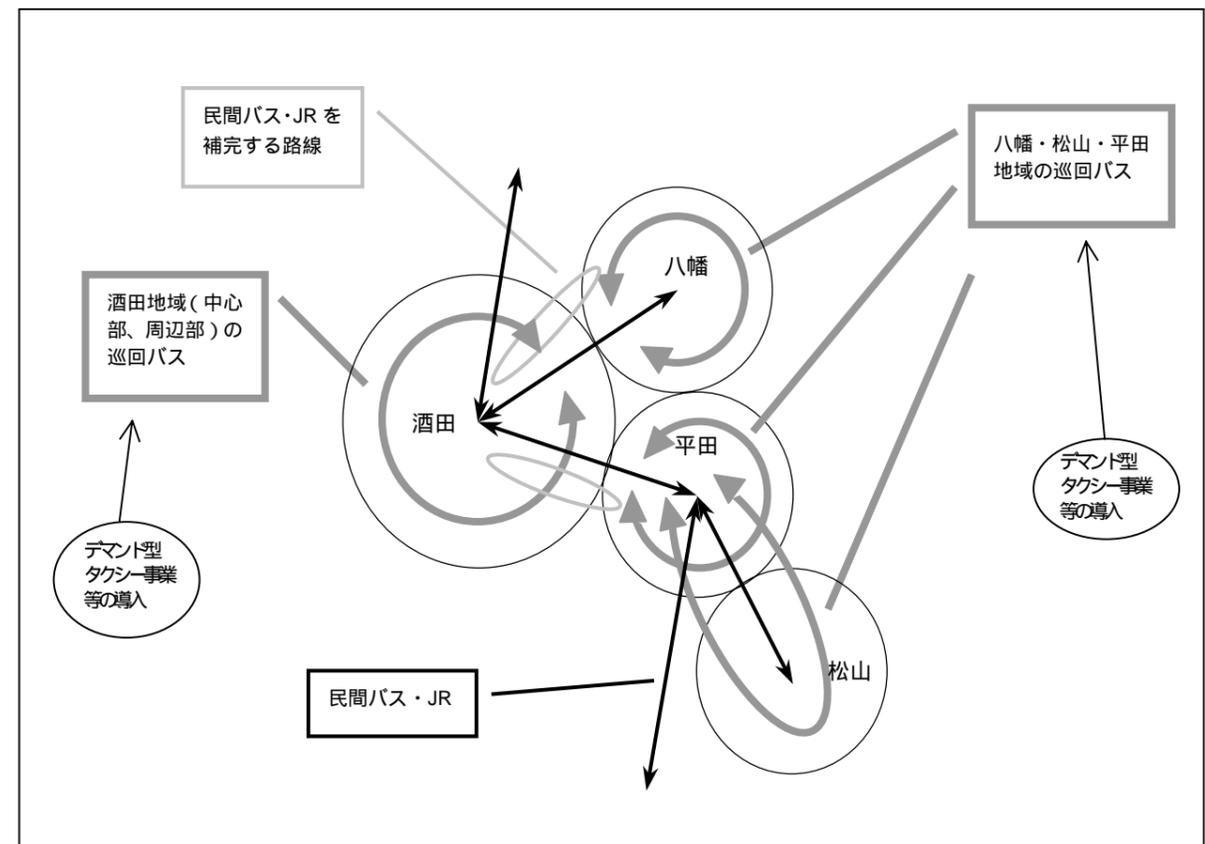
バスの所有区分、運行委託のあり方など、道路運送法 21 条及び 80 条に基づくバス運行のそれぞれの利点・欠点を検討のうえ、最適な方法を選択する。

スクールバス混乗方式

スクールバスの運行経路と市営路線バスの運行経路がほとんどの経路において重複し、混乗方式を採用することによって、スクールバス・市営路線バス双方の一層の効率的運行が期待される地域においては、教育委員会との調整を図りながらスクールバスの教育目的利用に支障が無い場合、新市においてもスクールバス混乗方式によるバス運行を検討する。

なお、この場合において、乗車対象の児童・生徒(遠距離通学対象者)を特定し乗車バス券を配布する等の方法を取り、一般利用者(遠距離通学対象以外の児童・生徒を含む)との区別を明確にする。

新市の公共交通システムのイメージ



協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

所管部会

商工観光部会・建設部会

第三セクターに関する新市の基本方針(案)

第三セクターに関しては、厳しい社会経済情勢の中、平成15年12月改定の第三セクターに関する指針(総務省自治財政局、以下「指針」という)に基づき、的確に対応する必要がある。

以下、当地域の現状に照らし合せ、特に明確にする必要のある点について、指針より抜き出し簡潔にまとめる(一部表現を加筆修正)。

新市においては、指針及びこの基本方針に基づき、第三セクターの経営改善や抱える課題の解決を推進する。

1 新たな第三セクターの設立

今後の第三セクターの設立に当たっては、第三セクター設立の意義(事業の必要性、公共性、採算性等)及び行政関与の必要性について十分な検討を行う(安易に第三セクター方式を選択することなく、公設民営方式やPFI方式について十分な比較検討を行う)。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、住民サービスの向上、経費の縮減等を図るために民間事業者への管理代行が可能となったことを踏まえ、公の施設の管理を行わせるために新たに第三セクターを設立することは、原則として行わない。

2 既存の第三セクターに対する公的支援等のあり方等

(1) 必要最小限の行政関与(出資比率の低減化)

既存の第三セクターに対する行政関与については、市の出資比率を三割程度までに止める努力(市所有株の民間譲渡等)を行い、経営に対する関与は必要最低限に止める。

(2) 出資者(株主)と経営者(役員)の責任の明確化

地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを明確にする。

また、役職員の選任に当たっては、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努め、経営者の職務権限や責任を明確にする。

(3) 経営の合理化

役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うとともに、積極的な運営の改善を促す。

(4) 公の施設の管理指定(委託)

第三セクターが公の施設の管理指定(委託)を受ける場合においては、利用料金制を導入する等、当該第三セクターの収益性が高まるような方策を図る。

なお、利用料金制を導入する場合においては、指定管理者制度の趣旨及び公の施設を用い収益事業を行うことの優位性(以下「優位性」という)を考慮し、施設管理に係る経常的経費(大規模な修繕等を除く、光熱水費や経常的な設備修繕費等)については、原則として金額に関わらず当該第三セクターの負担とする。

また、第三セクターの性格及び優位性から、一定の収益がある場合は、設備修繕や不測の事態等に備えた資金の留保(基金積立)を行うことを基本とする。

(5) 赤字の補てん

第三セクターは独立した事業主体であることから、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は原則として行わない。

(6) 公民の役割分担

その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない事業(公益事業)及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる事業(採算性の低い事業)の管理指定(委託)については、その管理運営に係る経費は新市の負担とし、当該第三セクターの経営を圧迫することのないよう整理する。

なお、これら採算性の低い事業等については、事業の必要性を常に検討していく。

3 将来の統廃合等

(1) 民間事業者の管理指定

第三セクターが管理指定(委託)を受ける公の施設については、指定管理者制度が導入された趣旨を踏まえ、地域事情を十分に考慮しつつ第三セクター以外の民間事業者の活用について検討を行う。

(2) 組織の統廃合

専門家の意見を聞いた上で、類似の業務を行う第三セクター、事業の存続が困難と思われる第三セクターなどの統廃合を検討する。

(3) 完全民営化

専門家の意見を聞いた上で、既に目的を達成したと思われる十分な収益を上げることが可能な第三セクターについては、完全民営化を検討する。